

平成23年(行ウ)第17号、第18号 第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件

原 告 前川盛治 外274名

被 告 沖縄県知事 外1名

被告準備書面(25)

平成25年6月5日

那霸地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士 富里啓 和

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士 兼島雅 仁

同訴訟復代理人弁護士 山下裕 平

被告沖縄県知事訴訟代理人弁護士 宮崎政 久

同訴訟復代理人弁護士 伊東幸太 朗

原告ら準備書面(28)及び同(31)について

1 同(28) 第1 「沖縄県津波被害想定検討結果について」について
特に争わない。

なお、同第3項表の「今後、県から沖縄市に報告される予定」の欄は、「7.
9m」と確認される。

2 同(31) 第1 はじめに 及び 第2 各市町村ごとの詳細 について
特に争わない。

3 同(28) 第2 本件訴訟におけるこれまでの原被告の主張のまとめ について
被告沖縄県の主張はこれまでの各準備書面のとおりである。

4 同(28) 第3 今回調査結果と本件計画について 及び 第4 経済的合理性
がないことについて 並びに 同(31) 第3 本件埋立地が、「泡瀬」に襲来が
想定される「最大遡上高 7. 9 m」の津波に対応できること 及び 第4 経
済的合理性がないこと , 第5 まとめ について

原告らは、本件埋立事業は「災害防止に十分配慮せられたるもの」ではない、
また、経済的合理性がないと主張するが、そのようなことはない。

原告らが指摘する沖縄県津波被害想定検討委員会の2013年1月28日付検
討結果は、「沖縄近海における最大クラスの地震を想定し、その津波浸水予測を行ったもの」であり、ここで示された最大水位や、最大遡上高は、津波防災対策の基礎資料として、避難場所や避難経路の確保等を図るうえで、活用されるものである。これまで被告沖縄県準備書面(5)で述べたとおり、事業者は、最大クラスの津波に対し、護岸や地盤高等の構造物だけで対応することは現実的ではないことから、住民等の生命を守ることを最優先として、住民の避難を軸に、避難場所や避難経路の確保等を図ろうとしている。本件埋立地においては、宿泊施設等を利用した避難場所の確保が最も合理的かつ効果的な対策と考えており、地域防災計画の中で対応される。

今回の検討結果は、「最大クラスの津波」に対する国の防災計画に基づく「減災」を基本方針とした、人命を守ることを最優先に避難を軸とした防災対策に活用することを目的としたものであり、護岸や地盤高等の構造物で対応することを目的としたものではない。

今回の検討結果によると、本島中南部の東海岸や西海岸などで広範囲にわたって浸水し、また、竹富町の黒島や上地島では全域が津波被害を受けることになつておらず、本埋立地だけの課題ではない。原告らの主張では、沿岸地域の開発は悉く中止されなければならないことになるが全く現実的ではない。

このように、今回の検討結果を踏まえ、最大クラスの津波に対しては、国の防災基本計画や地域防災計画に基づき、避難場所や避難経路の確保が最も合理的かつ効果的な対応であって、護岸や地盤高等の構造物での対応を念頭においた原告の経済的合理性がないとの主張は当たらない。また、埋立免許変更における「災害防止に十分配慮せられたるもの」については、被告沖縄県準備書面(9)で述べたとおり公有水面埋立法等関係法令に基づき適正に処理されたのであるから、「災害防止に十分配慮せられたるもの」ではないとの主張は当たらない。

以上